令和７年度山形県観光施設等経営強化支援事業助成金交付要綱（観光事業者）

（目的及び交付）

第１条　知事は、県内観光事業者（以下「事業者」という。）の経営強化を図るため、事業者がデジタルトランスフォーメーション（以下「ＤＸ」という。）の推進や高付加価値化に向けた取組を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年８月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業者に対し助成金を交付する。

（対象事業者）

第２条　助成金の交付を受けることができる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1)　山形県内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可を受けて、同法第２条第２項又は第３項に規定する宿泊施設の営業を行っているもの、別表１の助成対象施設分類表に該当する観光立寄施設の営業を行っているもの又は地域の観光振興や観光地域づくりを目的に設立された団体（以下「観光協会等」という。）

(2)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第６項に規定する施設（これに類するものを含む。）に該当しないもの

(3)　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者が管理する施設でないもの

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象事業者としない。

(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2)　暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）

(3)　役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの

(4)　暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの

(5)　自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(6)　暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(7)　その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

（交付の対象及び助成金の額）

第３条　助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、対象事業者が助成金の交付決定を受けてから令和８年１月31日までの間に実施する別表２に掲げる事業（観光協会等である対象事業者にあっては、他事業者との連携による取組みに限

る。）に要する経費で、この助成金の交付を申請する内容と同一の事業に対し、他の補助金等の交付を受けてはならない。

２　助成金の額は、助成対象経費に別表３に掲げる助成率を乗じた額の合計額又は同表に掲げる助成上限額のいずれか低い額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第４条　規則第５条の規定による助成金交付申請書（別記様式第１号）の提出期限は、令和７年４月30日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 助成事業計画書（別記様式第２号）

(2) 申請要件等確認書（別記様式第３号）

(3) 口座振替申出書（別記様式第４号）

(4) 経営強化等に資する一定の基準を満たすとして申請する場合は付表２に掲げる書類

(5) その他知事が必要と認める書類

２　対象事業者は、助成金交付申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第５条　知事は、助成金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の交付の決定を行い、対象事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第６条　規則第７条第１項第１号に規定する軽微な変更は、事業費の20％を超える減を伴う変更以外の変更とする（事業区分ごとの補助金の額の増を除く）。

２　規則第７条第１項第１号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第５号）に第４条第１項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

３　規則第７条第１項第１号の規定により、助成事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第６号）を提出しなければならない。

４　規則第７条第１項第２号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第７号）を提出しなければならない。

５　規則第７条第２項の規定により付する条件は、助成金の支払い後も事業を継続する者であることとする。

（実績報告）

第７条　規則第14条の規定による助成事業実績報告書（別記様式第８号）の提出期限は、助成事業完了後30日を経過する日又は令和８年１月31日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 実績報告書添付書類確認票（別記様式第９号）

(2) 誓約書（別記様式第10号）

(3) 収支決算書（別記様式第11号）

(4) その他知事が必要と認める書類

２　第４条第２項ただし書により交付の申請をした対象事業者は、助成事業実績報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

３　第４条第２項ただし書により交付の申請をした対象事業者は、助成事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第12号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（助成金の支払）

第８条　助成金は、交付すべき助成金の額が確定した後に支払うものとする。

（善管注意義務等）

第９条　助成事業により取得した財産は、善良なる管理者の注意をもって管理し、知事の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

（財産処分の制限）

第10条　規則第22条第２号の規定により知事が指定する財産は、取得価格が１件50万円以上の機器及び器具とし、同条ただし書きの規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

２　対象事業者は、規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第13号）に理由書を添付して、知事に提出しなければならない。

３　知事は、前項の承認をする場合、交付した助成金の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

（帳簿の備付等）

第11条　対象事業者は、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を整備し、令和８年度から５年間保管しておかなければならない。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１　助成対象施設分類表

大分類	中分類	小分類	備考
観光地点	歴史・文化	史跡	古墳、貝塚、城跡、古戦場等。
		神社・仏閣	観光利用の対象として扱っているもの。
		庭園	一般の方が入場可能な庭園。
		博物館	博物館等の定めにないものも含む。
		美術館	ギャラリー、絵画館を含む。
		記念・資料館	
		動・植物園	サファリパーク、鳥類園を含む。
		水族館	
		産業観光	産業観光（歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うもの。） 例：ワイナリー、ビール園、酒造見学等。
		歴史的建造物	歴史的建造物、デザインの優れた建造物（橋や駅、ビル、タワー、ダム等）。歴史的文化価値のある建造物そのものが観光利用の対象となっているもの。
		その他歴史	
	温泉・健康	温泉地	温泉法に基づくもの。日帰り温泉など。
	スポーツ・レクリエーション	スポーツ・レクリエーション施設	ゴルフ場、テニス場、スケート場、プール、サイクリングコース、ハイキングコース、複合的スポーツリゾート施設等。自然歩道、自然研究路を含む。 日常利用の多寡に注意する。（例：ゴルフ練習場は含まない。レジャー的要素がなく日常利用が大半を占める運動用プール等は含まない。河川敷のサイクリングコース等で日常利用者が大半を占めるものは含まない。） スポーツ観戦（野球、サッカー、メジャーゴルフトーナメント大会等）は含めない。
		スキー場	
		キャンプ場	
		マリーナ・ヨットハーバー	

観光地点		公園	イベントの開催やピクニック等の目的となる公園を対象とし、施設のない公園や総合運動公園で日常利用者が大半を占めるものは含まない。
	スポーツ・レクリエーション	レジャーランド・遊園地	【日本標準産業分類における定義】 各種遊戯施設により娯楽を提供する事業所をいう。 【特定サービス産業実態調査（経済産業省）における定義】 樹木、池等自然の環境を有し、かつ、有料の各種遊戯施設を配置し、客に娯楽を提供する業務を営む事業所(客が直接に硬貨・メダル・カード等を投入するものを除き、３ 種類以上の遊戯施設を有するもの)をいう。
		テーマパーク	【日本標準産業分類における定義】 文化，歴史，科学等に関する特定のテーマに基づき施設全体の環境づくりを行い、各種遊戯施設により娯楽を提供する事業所をいう。 【特定サービス産業実態調査（経済産業省）における定義】 入場料をとり、特定のテーマのもとに施設全体の環境づくりを行い、テーマに関連するアトラクションを有し、パレードやイベント等のソフトを組み込んで、空間全体を演出して娯楽を提供する事業所をいう。
		その他スポーツ・レクリエーション	
	都市型観光 ―買物・食等―	地区・商店街	朝市・市場等で日常利用が大半を占めるものは含めない。
		その他都市型観光 ―買物・食等―	農水産品等の直売所、物産館等はここに含める。
	その他	他に分類されない観光地点	道の駅、パーキングエリア、観光果樹園等はここに含める。ただし単なる休憩機能のみの施設は除く。

別表２（助成対象経費）

区分	助成対象経費
（１）ＤＸの推進に向けた取組に要する経費	○デジタル技術を活用した経営効率化につながる取組に要する経費 ○デジタル技術を活用した新たなサービス創出や新たな付加価値創出につながる取組に要する経費 ○その他知事が必要と認めるＤＸの推進に向けた取組に要する経費
（２）高付加価値化に向けた取組に要する経費	○ワーケーションに対応した受入態勢整備や新商品開発等に要する経費 ○マイクロツーリズムに対応した受入態勢整備や新商品開発等に要する経費 ○外国人材を受け入れるための環境整備に要する経費 ○その他知事が必要と認める高付加価値化に向けた取組に要する経費

別表３（助成率及び助成上限額）

区分	助成率	助成上限額
（１）ＤＸの推進に向けた取組に要する経費	２／３	100万円 （150万円※）
（２）高付加価値化に向けた取組に要する経費	１／２	100万円 （150万円※）

※　他事業者と連携した取組（面的整備）または、経営力強化等に資する取組における一定の基準（付表１）を満たす場合は、助成上限額を150万円とする。ただし、当該基準を（１）（２）ともに満たす場合は、助成上限額を150万円とするのは、どちらか一方の区分のみとする。

※　他事業者と連携した取組（面的整備）の場合は、助成事業計画書（別記様式第２号）に具体的な連携内容がわかるように記載すること。

付表１　経営力強化等に資する取り組みで一定の基準（以下の全ての要件を満たすこと）

視点	番号	要件
会計の視点		
	1	直近１事業年度の貸借対照表を作成していること
	2	直近１事業年度の損益計算書を作成していること
	3	申請日の属する事業年度以降の３事業年度の売上計画書を作成していること
	4	既存借入金の返済予定表を作成していること
	5	直近１事業年度の労働生産性を算出していること
	6	前年の従業員平均給与を算出すること
	7	直近１事業年度のADRを算出すること ※要綱第２条（１）中、旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可を受けて、同法第２条第２項又は第３項に規定する宿泊施設の営業を行っている者に限る
	8	直近１事業年度のRevPARを算出すること ※要綱第２条（１）中、旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可を受けて、同法第２条第２項又は第３項に規定する宿泊施設の営業を行っている者に限る
持続可能性の視点		
	9	「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定を受けていること又は受ける予定であること ※以下の「観光施設における心のバリアフリー認定制度」認定対象施設に限る １．宿泊施設（要綱第２条（１）中、旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可を受けて、 同法第２条第２項又は第３項に規定する宿泊施設の営業を行っている者） ２．飲食店（食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の営業許可（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第１号及び 第２号に掲げるものに限る。）を得ている施設） ３．観光案内所（日本政府観光局から外国人観光案内所の認定を受けている施設等） ４．博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第２条第１項に規定する博物館及び同法第31条の規定により 博物館に相当する施設として指定された施設）
労働環境改善の視点		
	10	労働基準法その他の労働関係法令の遵守について自認を行い、かつ自認書について掲示を行っていること
	11	就業規則を作成し、これを労働基準監督署に届け出、及び従業員への周知を行っていること ※労働基準法上の作成義務がある場合（常時10人以上の労働者を使用する事業場）に限る
	12	36協定届を作成し、これを労働基準監督署に届け出、及び従業員への周知を行っていること ※労働基準法上の作成義務がある場合（労働者に時間外労働または休日労働をさせる必要がある事業場）に限る
	13	変形労働時間制に係る協定届を作成し、これを労働基準監督署に届け出、及び従業員への周知を行っていること ※変形労働制を採用している場合に限る
IT導入の視点		
	14	取引先との連絡手段として電子メールを利用していること
	15	自社サイト等で情報発信を行っていること

付表２　第４条（４）の規定より経営強化等に資する一定の基準を満たすことを示す資料（付表１に関連する書類）

視点	番号	提出書類
会計の視点		
	1	直近１事業年度の貸借対照表
	2	直近１事業年度の損益計算書
	3	申請日の属する事業年度以降の３事業年度の売上計画書
	4	既存借入金の返済予定（借入金がない場合は不要）
	5	直近1事業年度の労働生産性の算出資料(別記様式第14号)
	6	前年の従業員平均給与の算出資料(別記様式第15号)
	7	直近1事業年度のADRの算出資料(別記様式第16号)
	8	直近1事業年度のRevPARの算出資料(別記様式第17号)
持続可能性の視点		
	9	「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定通知書の写し 又は「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の取得計画表（別記様式第18号）
労働環境改善の視点		
	10	労働基準法その他の労働関係法令の遵守していることの自認書(別記様式第19-1号) 及び自認書を掲示している場所の写真(別記様式第19-2号)
	11	就業規則の写し（受付印付）
	12	36協定届の写し（受付印付）
	13	変形労働時間制に係る協定届の写し（受付印付）
IT導入の視点		
	14	取引先との連絡手段として電子メールを活用している資料(別記様式第20号)
	15	自社サイト等で情報発信を行っている資料(別記様式第20号)